

## 議案第 3 2 号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「2の項」の次に「及び3の項」を加え、同項(1)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同項(2)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同項(3)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同項中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
39,000円

別表第1中12の項を14の項とし、11の項を13の項とし、同表の10の項(1)及び(2)中「9の項」を「11の項」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の9の項中「10の項」を「12の項」に改め、同項(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「27,000円」に改め、同項中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを(6)から(9)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
33,000円

別表第1中9の項を11の項とする。

別表第1の8の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の7の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の6の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「5の項」を「6の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同項の次に次の1項を加える。

8	<p>法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条の規定に基づく要確認特定建築行為及び第12条の規定に基づく要通知特定建築行為に係る建築物に関する場合に限る。）</p>	<p>6の項金額の欄の額（昇降機を含む建築物の場合は6の項金額の欄の額に7の項金額の欄の額を加算した額）に、次に定める額を加算した金額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 3,000円</li> <li>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円</li> <li>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円</li> <li>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円</li> <li>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円</li> <li>(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円</li> <li>(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円</li> <li>(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,000円</li> <li>(9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 66,000円</li> <li>(10) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円</li> </ol>
---	---	--

別表第1の5の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「6の項」を「7の項及び8の項」に改め、同項(1)ア中「14,000円」を「15,000円」に改め、同項(1)イ中「17,000円」を「24,000円」に改め、同項(1)ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項(1)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同項(1)中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
42,000円

別表第1の5の項(2)中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同項(2)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「33,000円」を「28,000円」に改め、同項(2)中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
36,000円

別表第1中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の1項を加える。

3	<p>法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の場合に限る。）</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。） 1の項金額の欄（昇降機を含む建築物の場合は2の項金額の欄）の額に、次に定める額を加算した金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円</p>
---	--	--

	<p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（同令第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 1の項金額の欄（昇降機を含む建築物の場合は2の項金額の欄）の額に、次に定める額を加算して得た金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円</p>
--	--

別表第1備考2中「5の項」を「6の項」に改め、同表備考3中「9の項」を「11の項」に改める。

別表第6の2の項(1)イ(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同項(1)イ(イ)中「14,000円」を「20,000円」に改め、同項(1)イ(ウ)中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項(1)イ(エ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同項(1)イ中(カ)を(コ)とし、(オ)から(ク)までを(カ)から(ケ)までとし、(エ)の次に次のように加える。

(カ) 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000  
円

別表第6の2の項(1)ウの次に次のように加える。

エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000  
円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び同法第12条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の建築をするもの

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円
  - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円
- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
  - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
  - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
  - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第6の2の項(2)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ (1)エの額

別表第6の4の項(1)ウの次に次のように加える。

エ 2の項金額の欄(1)エの額

別表第6の4の項(2)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 2の項金額の欄(1)エの額

別表第7の1の項中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次

に定める額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

別表第7の2の項中「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同項(1)ア中「7,000円」を「8,000円」に改め、同項(1)イ中「14,000円」を「20,000円」に改め、同項(1)ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項(1)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同項(1)中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円

別表第7の2の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する場合（イに掲げるものを除く。）

- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
  - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する場合（同令第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第7の4の項中「又は(3)」を「から(4)まで」に改める。

別表第9の1の項中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)まで並びに(2)イ及び(4)イ並びに2の項(1)イ並びに(2)イ及び(4)イ並びに7の項(1)イ並びに(2)イ及び(4)イにおいて同じ。)が300平方メートル未満のもの  
11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
23,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
52,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの  
94,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下(イ)から(キ)まで並びに(5)及び(6)並びに2の項(1)ウ並びに(5)及び(6)並びに7の項(1)ウ並びに(5)及び(6)において同じ。)が300平方メートル未満のもの  
11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

19,000 円

(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 31,000 円

(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 94,000 円

(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 149,000 円

(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 188,000 円

(キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 235,000 円

(2) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 40,000 円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 44,000 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 80,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 135,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 230,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 330,000 円

(3) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル

- 未満のもの 20,000 円
- (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のも 22,000 円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 38,000 円
  - (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 66,000 円
  - (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 121,000 円
  - (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のも 183,000 円
- (4) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの
  - ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 29,000 円
    - (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のも 33,000 円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 59,000 円
    - (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 100,000 円
    - (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 175,000 円
    - (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のも 256,000 円
- (5) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に

定める額

ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 267,000 円

イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 334,000 円

ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 432,000 円

エ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 616,000 円

オ 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 759,000 円

カ 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 898,000 円

キ 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 1,024,000 円

(6) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 102,000 円

イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 130,000 円

ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 171,000 円

エ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 277,000 円

オ 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 362,000 円

カ 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 435,000 円

キ 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 510,000 円

別表第9の2の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、1の項金額の欄に定める額とする。

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
11,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
26,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
9,500円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
15,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
47,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の

- もの 74,500 円
- (カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 94,000 円
- (キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 117,500 円
- (2) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
  - ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 20,000 円
    - (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 22,000 円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 40,000 円
    - (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 67,500 円
    - (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 115,000 円
    - (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 165,000 円
- (3) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
  - ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 10,000 円
    - (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 11,000 円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 19,000 円
    - (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル

- 以上 2,000 平方メートル未満のもの  
33,000 円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの  
60,500 円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの  
91,500 円
- (4) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準を併用するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの  
14,500 円
- (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの  
16,500 円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの  
29,500 円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの  
50,000 円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの  
87,500 円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの  
128,000 円
- (5) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの  
133,500 円
- イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの  
167,000 円
- ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの  
216,000 円

- エ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの  
308,000 円
  - オ 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの  
379,500 円
  - カ 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの  
449,000 円
  - キ 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 512,000 円
- (6) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 51,000 円
  - イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの  
65,000 円
  - ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの  
85,500 円
  - エ 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの  
138,500 円
  - オ 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの  
181,000 円
  - カ 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの  
217,500 円
  - キ 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 255,000 円

別表第 9 の 3 の項中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に改め、同項(1)中「第 3 5 条第 1 項各号」を「第 3 0 条第 1 項各号」に改め、同項(1)イ(7)中「住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。以下この項、5 の項及び 7 の項」を「市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)まで及び(2)イ並びに 5 の項(1)イ及び(2)イ」に

改め、同項中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

別表第9の4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同項(1)ア中「7,000円」を「8,000円」に改め、同項(1)イ中「14,000円」を「20,000円」に改め、同項(1)ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項(1)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同項(1)中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円

別表第9の4の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）

又は法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（同令第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

別表第9の5の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項(1)中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円

別表第9の6の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改める。

別表第9の7の項を削り、同表の8の項中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同項(2)中「基準省令」を「(1)以外の場合で、基準省令」に改め、同項(2)を同項(6)とし、同項(1)中「基準省令」を「(1)以外の場合で、基準省令」に改め、「(法第34条第3項に規定する他の建築物について、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合を除く。)」を削り、同項(1)を同項(5)とし、同項金額の欄に(1)から(4)までとして次のように加える。

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての場合 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円
  - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円
  - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円
  - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円
  - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円
  - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円
- (2) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
    - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円
    - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円
    - (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円
    - (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

- (3) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円
- ア (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
- イ (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円
- イ (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円
- イ (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円
- (4) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準を併用するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円
- ア (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円
- イ (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円
- イ (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

満のもの 87,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円  
別表第9中8の項を7の項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。